

## 平成30年度及び令和2年度税制改正に伴う銚子市国民健康保険条例の改正について

## 【1 給与所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の見直し】

平成30年度の税制改正により、令和3年1月より個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除や公的年金等控除が減額された。これにより国民健康保険料の負担において、不利益が生じないよう所要の改正を行うもの

## 《給与所得控除の計算》

給与等の収入金額	令和2年分以降（改正後）		平成29年分～令和元年分
	給与所得控除額		給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円		650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40% <u>-100,000円</u>		収入金額×40%
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30% <u>+80,000円</u>		収入金額×30%+180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% <u>+440,000円</u>		収入金額×20%+540,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10% <u>+1,100,000円</u>		収入金額×10%+1,200,000円
8,500,001円から 10,000,000円まで	1,950,000円（上限）		
10,000,001円から			2,200,000円（上限）

※なお、給与等の収入が850万円を超える場合は、軽減には該当しないため、上限引き下げによる軽減判定への影響はない。ただし、保険料（所得割）は増額となることも想定される。

## 《国民健康保険料軽減判定所得算出の際の控除額》

区分	改正後	現行
7割軽減基準額	基礎控除額（43万円） <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>	基礎控除額（33万円）
5割軽減基準額	基礎控除額（43万円）+28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>	基礎控除額（33万円） +28.5万円×被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除額（43万円）+5.2万円×被保険者数 <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>	基礎控除額（33万円） +5.2万円×被保険者数

※給与所得者等：一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者

## 《軽減判定の見直しによる影響について》

給与所得控除や公的年金等控除が10万円減額されることによる不利益を生じさせないため、国民健康保険料の軽減判定所得の算出にあたり、基礎控除額を33万円から43万円に10万円引き上げます。

また、給与所得者等が2人以上いる世帯については、この基礎控除額の引き上げだけでは不利益が生じるため、世帯内の給与所得者等の人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算し調整を図ります。

これにより、給与所得者等の世帯について、所得額に応じた不利益が生じないこととなります。

なお、自営業などの世帯については、所得控除の減額が生じないため、基礎控除額引き上げによる軽減判定所得の減少により軽減対象となる世帯は増加する見込みです。

## 【2 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除の創設】

令和2年度税制改正により租税特別措置法が改正され、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設されたことから、国民健康保険料の算定について同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うもの

対 象	個人が行う保有期間5年を超える低未利用土地等の譲渡
期 間	令和2年7月1日から令和4年12月31日まで
特別控除の額	低未利用土地等の譲渡に係る金額から100万円を控除